

農村滞在型余暇活動機能整備計画書 (市町村計画)

平成 年 月

地区

県 郡 町

第1 基本的な考え方

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

- 1 整備地区の区域
- 2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針
 - (1) 地区の現況
 - ア 土地利用の現況
 - イ 農業の現況
 - ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況
 - (2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針
- 3 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項
 - (1) 整備地区の土地利用の基本的な方針
 - (2) 土地利用の方針
 - ア 良好な農村の景観の維持・形成
 - (3) 土地利用に関する協定の活用

農作業体験施設等整備計画書（例）

平成 年 月

組合

- 1．農作業体験施設等の位置
 - (1) 設置場所（所在地）
 - (2) 現地地目
 - (3) 所有者
 - (4) 所有者の同意（取得及び借受の場合）

- 2．農作業体験施設等の整備を行う者に関する事項
 - (1) 実施主体名
 - (2) 住所
 - (3) 代表者名
 - (4) 構成員
 - (5) 業務内容
 - (6) 所有又は管理している施設等の概要

- 3．農作業体験施設等の概要及び規模
 - (1) 施設名
 - (2) 設置目的
 - (3) 内容（機能）
 - (4) 規模
 - (5) 事業費

- 4．農作業体験施設等の運営に関する事項
 - (1) 運営主体名
 - (2) 管理運営方法
 - (3) 利用計画
 - (4) 収支計画

- 5．農作業体験施設等の整備の実施時期
平成 年 月

- 6．資金計画

- 7．添付資料
 - (1) 計画主体の定款又は規約
 - (2) 計画施設等の位置図
 - (3) 計画施設等の平面配置図
 - (4) 計画施設等の管理運営規定

農村滞在型余暇活動機能整備計画書（例）
（市町村計画）

平成 年 月
地区

県 郡 町

第1 基本的な考え方

本町における農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、農用地の有効利用を中心課題としつつ、農林漁業の総合的な振興を図る観点から積極的に推進を図るものとする。

このため、地域に賦存する美しい自然、伝統文化や多様な農林漁業生産活動を活かした農村滞在型余暇活動及び山村・漁村滞在型余暇活動の円滑な推進を通じて地域の農林漁業の振興及び地域の活性化を総合的に図っていくものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 整備地区の区域

整備地区は、果樹を中心とする農業が行われている、
、
、
の5集落を範囲とする地域下記の区域とする。

整備地区の区域

字、
、
の区域全域

字、
の番地～
番地の区域

字、
××の番地～
番地の区域

当整備地区は、町の南部に位置する中山間地域で、海・川・農用地（樹園地・田・畑）、森林と多様で豊かな自然形態を有しており、かつ、これらが良好に保全され美しい農村景観が形成されている地域である。

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現況

ア 土地利用の現況

本地区における土地利用については、高速道路のインターチェンジの設置に伴い、近年、工場用地、宅地の面積がゆるやかではあるが増加傾向にある。それに伴い農用地面積が減少してきており、この5年間に約 %減少している。

ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

- (ア) 本地区は、国指定の重要文化財の 寺やスキー場等があることから入り込み客が年間 万人あり、近年、増加傾向にある。
- (イ) 本町は、 県 市との提携交流を平成 年度から実施してきており、本地区の体験農園、加工等体験施設の利用や果樹のオーナー制度などが行われている。
- (ウ) 本地区には、古くから伝わる「 踊り」の伝承活動や「人形」など民芸品づくりなど文化的活動も活発に行われている。
- (エ) また、本地区には、民宿が多く、なかでも農業者が経営する民宿は 軒あり、全民宿の %を占めている。これら民宿の中には、宿泊者に農作業体験をさせている民宿もみられ、近年、このような民宿が増えてきている。
- (オ) 本地区への入り込み客が増加してきているが、それに対応した体験・交流施設や宿泊施設等の余暇活動機能の整備が不十分な状況にある。

体験・観光施設等の状況

体験農園	体験・交流施設	スポーツ・レクレーション施設	観光施設	宿泊施設	その他
観光果樹園 ヶ所 ha	農産加工体験施設 ヶ所 棟	テニスコート ヶ所 面	寺 (国指定重要文化財)	民宿 軒	温泉 ヶ所
学童農園 ヶ所 ha		スキー場 ヶ所		旅館 軒	踊り
市民農園 ヶ所 ha		キャンプ場 ヶ所		バンガロー 棟	人形
				町営宿泊施設 棟	

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地区の農業生産活動や賦存する美しい自然景観、伝統文化等多様な諸資源を活かし、都市住民等に対して特産である果樹を中心とした農

作業、加工等の農業体験や農村文化・生活の体験等の余暇活動の場を提供する。また、乗掛等農産物の販路拡大や農家の就業の場の確保を図り農業の振興と農村の活性化を推進する。

このため、農村余暇活動に資するための機能の整備は、以下のように進めることとする。

ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な農村景観の形成を図る。

イ 都市住民等に農業・農村に対する理解の増進を図るとともに多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業や地域に賦存する自然、文化等の多様な資源を総合的に利用し、地域の特性を最大限に活用する。

ウ その整備が、農業生産の振興又は農産加工品の開発・販売促進等地区の農業や関連産業の振興に資するものとし、農業所得の向上や就業機会の確保を図り、地域の活性化を進める。

エ 整備を進めるに当たって、地区の農業者等と調整の上、関係法令の適切な運用等により秩序ある土地利用及び施設等の整備を推進する。

オ 地区住民の合意の下に創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。

カ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導を行うインストラクターた施設の運営等を行う人材の育成を図る。特に、女性・高齢者の活用に配慮する。

キ 山村・漁村滞在型余暇活動に係る施設整備の事業者とともに、地域の関係者の組織化を図り、地域全体として美しい景観づくり、合理的な土地利用、施設間の連携等による施設の合理的かつ効率的な運営、ホスピタリティの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を促進する。

3 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農地その他の農業資源の有する、農産物の生産、国土の保全、公衆の保健休養の場等の多面的な機能が十分発揮されるようにし、農用地、農業施設用地、農家の住宅用地、林地、水辺地等について地域に固有の農村景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図るとともに、農作業体験等の余暇活動の場を確保することにより、整備地区を訪れる人々に快適な環境を提供することができる地域となるよう、土地利用の調整に努める。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村の景観の維持・形成

(ア) 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培、農道の環境整備を図ることにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

(イ) 農業施設用地については、騒音、悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮する。

(ウ) 農家の住宅用地においては、建物の色彩の統一、生垣の植栽等により周囲の農村景観との調和を図るなど、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(エ) 林地については、農村景観の中心となる 神社の森の保全、屋敷林の保全等を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(オ) 水辺地については、良好な農村景観を確保するために、池の保全及び親水機能の整備、周囲の景観との調和に配慮した××用水の維持管理を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用

(ア) 農村滞在型余暇活動を提供するために継続的に農作業の体験の

用に供することが必要な農用地等として、観光果樹園、学童農園又は市民農園（以下「体験農用地」という。）を設ける。

(1) 体験農用地については、農作業体験の用に供するため、農用地等として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、花木の植栽を図ることにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

(3) 土地利用に関する協定の活用

地域住民の合意のもとに農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能の増進を図るため、整備地区において土地の利用に関する協定の活用を図る。

協定においては、農用地の保全及び利用に関する事項を定めるとともに、農用地その他の農業資源の保健機能の増進に関する事項を定める。

4 農作業体験施設等の整備に関する事項

本地区における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、交流の基盤となる施設等の整備を進めることとし、本地区の特産である果樹を中心としたもぎとり等の体験農園、直売施設や加工体験施設の整備を進めるほか、農業に対する理解の促進を図るため、特産である 、 、 の品種、栽培、加工等に関する写真、資料等を展示するフルーツ博物館（仮称）や都市住民が滞在するためのバンガロー等の宿泊施設を整備する。

また、町が事業主体になって設置する 施設については、地元の農業者等で組織する組合に管理委託することにより、農家の所得の向上を図る。

農作業体験施設等の整備計画

施設の種類	位置(設置場所)	規模	機能	事業主体
観光果樹園		ヶ所 ha	ブドウ、桃等のもぎとり園	生産組合
農産物直売施設		棟 m ²	農産物、加工品の展示、直売	生産組合
農畜産物加工 体験施設		棟 m ²	ブドウ、桃等のジャム・ジュース・菓子等の加工体験	××生産組合
フルーツ博物館		棟 m ²	ブドウ、桃等の栽培・加工等に関する写真、資料等の展示・実演	町
バンガロー		棟 m ²	収容人数 人	町

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 町内の各整備地区代表者等からなる 連絡協議会を組織し、誘客のためのPR活動やイベントの開催を行うとともに、サービス水準の向上、人材の育成等について連携した活動を展開する。

(2) 農産物直売施設、農産物加工体験施設、体験民宿等宿泊施設等へ供給する農産物、食材について施設の運営者と生産者組織による利用・供給協定の締結を推進し、地域農産物の利用・販売促進とその安定供給を図る。

また、有機農産物のブランド化を図るため を栽培している農業者間で土づくりや栽培方法についての協定を締結する。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 機能の整備地域

整備地区に隣接する景観に恵まれた 山とその周辺及び 地区の 川流域とし、その範囲は、別添位置図のとおりとする。

(2) 地域の林業等の現況

ア 林業等の現況

本地域の森林面積は、 ha であり、林分構成は、スギ、ヒノキを主体とする人工林が森林面積の約 % を占め、その他は、ブナ、ミズナラ、ネズコ、コメツガ等の天然林が分布している。

なお、この内、主伐期を迎え建築用材等として利用可能な林分が森林面積の約 %、利用間伐林分が、約 % であり、これらの蓄積は、約 千・を有するものの、木材価格の低迷により、収益の減少または、伐採の見合わせにより林業所得の減少となっている。

林業及び林産業については、スギ、ヒノキの建築用材を主体とする生産が生産量全体の 72% を占めており、 地区に存する製材業者により加工され、 材として、 県、 市方面に出荷されている。

また、明治以来、続いてきている家具用材の生産とブナ、ミズナラを使った家具の加工が行われているが、優良な天然林資源の減少により、その生産は、年々減少している。このため、昭和 60 年から、森林組合を中心に優良な天然林資源の育成に努めている。

イ 都市山村交流及び体験・観光施設等の現況

本地域の最大資源は、多様で美しい森林や木工等の伝統文化であることから、町として、この資源を活かし、地域の活性化を図るための施設の充実に努めている。

また、地域住民や民間企業の活力を最大限に生かすとともに、地域のアイデアを取り入れた施設の設置に努めている。

体験・観光施設等の現況

林業体験	林産加工体験	スポーツ・レクリエーション	観光施設	宿泊施設	その他
体験の森 ha (~ 月)	林産物加工 体験施設	キャンプ場 箇所(- 月) 登山道 (~ 月)	森林公園 森林科学館	ケビン 棟 民宿 軒 旅館 軒	直売所

(3) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地域の林業生産活動や賦存する多様で美しい森林や伝統文化の諸資源を生かし、都市住民に対して森林浴、バードウォッチング、一植物

観察・採取の場を提供することにより、木材や特用林産物の販路拡大や林家の就業の場の確保を図り、林業の振興、森林整備の促進及び山村の活性化を推進する。

このため、山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、以下のように進めることとする。

ア 都市住民の森林、林業に対する理解の醸成を推進するほか、地域防災や水資源の安定的確保に配慮しつつ、森林資源、多様な植生、文化等を総合的に活用し、地域の特性を最大限に発揮する。

イ その整備が、地域林産物の生産振興又は、林産加工品の開発・販売促進等、地域の林業、林産業の振興に資するものとし、林業所得の向上や就業機会の確保を図り、地域の活性化を進める。

ウ 整備を進めるに当たっては、地域の林業者、森林所有者、営林署、流域林業活性化センター、森林組合、その他関係機関と調整の上、関係法令の適切な運用等により、秩序ある整備を推進する。

また、地域の動植物の生態を十分把握し、交流のための資源として最大限に活用するとともに、必要な動植物については、その保護、育成を図る。

エ 地域住民の創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。

オ 農村・漁村滞在型余暇活動に係る施設整備の事業者とともに、地域の関係者の組織化を図り、地域全体として美しい景観づくり、合理的な森林・土地利用、施設間の連携等による施設の合理的かつ効率的な運営、ホスピタリティの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を推進する。

2 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な事項

(1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

都市住民等の滞在を促進し、森林・林業の理解の醸成を図るため、

交流の基盤となる施設等を以下のとおり整備する。また、森林所有者の協力のもとに、景観の保全のための森林の整備を積極的に進めることとする。

山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備計画

施設の種類	位置(設置場所)	規模	機能	事業主体
憩いの森		ha、	森林浴、野鳥観察、山菜の採取	町
林産加工体験施設		山菜園 ha、 歩道 m		森林組合
森林整備		炭焼施設 基、 加工施設等 棟等	炭焼き体験、木工、竹加工体験	個人
林道改良舗装		ha、除・間伐、 枝打ち	景観の向上、植物の観察	町
遊歩道		L; m W; m m	交通アクセス機能の向上 森林レクリエーション地域の連携	町

(2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置に関する事項

ア 機能の継続的な発揮を確保するため、森林所有者の協力を得て、10年間程度の飼養協定の締結を推進する。

イ 営林署との連携のもとに、体験ツアーを実施するとともに、山周辺の森林整備を促進する。

ウ 類の昆虫の生息数が多い沼の環境を保全するため、森林所有者及び関係機関との協力体制のもとに、周辺森林の保全・整備を進める。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 機能の整備地域

漁港を中心とした自然海岸が続く××地区の沿岸域とその地先海岸である 岬先端と 岬先端を結んだ線以東の海域とし、その範囲は、別添位置図のとおりとする。

(2) 地域の漁業等の現況

ア 漁業等の現況

(ア) 漁業の現況

本地域の漁業は、まき網漁業、底びき網漁業、定置網漁業、刺網漁業など沿岸漁業を中心に行われており、産業別生産額からみると、水産業の生産額は当地域全体の %を占めているものの、近年、水産資源の減少により生産量が減少傾向にあり、漁業就業者も減少・高齢化の傾向が顕著であるなど活性化のための対応が急務である。

(イ) 水産加工の現況

加工生産は、干物や塩からの生産割合が多く、その他冷凍品、調味加工等の生産、販売を行っているものの、近年、生産・販売とも伸び悩みがみられる。

(ウ) 水産物の流通の現状

本地域に水揚げされる魚介類のうち、鮮魚（アジ、ブリ、カツオ、イカ、タイ等）については、県内の消費地に出荷されているほか、一部高級魚介類は、東京、大阪方面を中心に出荷されている。また、活魚については、近年、ヒラメを中心に東京、大阪方面への輸送が増大している。

イ 都市山村交流及び体験・観光施設等の現況

(ア) 本地域は、 海岸国定公園に指定されているものの、夏の海水浴シーズン以外には訪れる観光客も少ない。

(イ) 地引き網の体験、定置網漁業の見学や、水産物加工体験施設を利用した干物づくり体験等も最近一部に試みられているものの、地域の産業として定着するには至っていない。

(ウ) このため、夏季の観光客を対象とした民宿は多いが、周年営業

している民宿は少ない。民宿のうち 軒は、漁業者が経営している。

(I) 本地域へ訪れる都市住民等は最近、わずかながら増加してきているが都市住民等のニーズに対応した体験交流施設や宿泊施設等の余暇活動のための機能の整備は不十分な状況にある。

都市漁村交流・観光関係施設等の現況

漁業体験	漁業見学	水産加工体験	スポーツ・レクリエーション	観光施設	宿泊施設	その他
地引き網漁業 (- 月)	漁業見学 (- 月)	水産加工体験施設 箇所	海水浴場 箇所 キャンプ場 箇所 フィッシャリーナ 箇所 ダイビング指導施設 箇所 遊魚船 隻 釣り桟橋 箇所 釣り堀 箇所	海岸 国定公園	民宿 軒 ホテル 軒 旅館 軒 町営宿泊施設 棟	朝市

(3) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地域の漁業や地域に賦存する美しい自然景観、伝統文化等多様な諸資源を活かし、漁村滞在型余暇活動に資するための機能を整備することにより、都市住民等に多様な余暇活動を提供し、ニーズに応え、また、水産物の販路拡大や漁業者の就業の場の確保を図り、漁業の振興と漁村の活性化を推進する。

このため、漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、以下のように進めることとする。

ア 漁業、水産資源保護、水産物の価値等についての都市住民の理解の増進を図るほか、多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地域の漁業や地域に賦存する自然、文化等の多様な資源を総合的に活用

し、地域の特性を最大限に活かす。

イ 良好な自然的環境を有する漁業の保全及び漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な漁村景観の形成に配慮する。

ウ その整備が、漁業や関連産業の振興に資するものとし、漁業所得の向上や就業機会の確保など、地域の活性化の進展を図る。

エ 整備を進めるに当たって、地域の漁業者と調整の上、関係法令の適切な運用等により、秩序ある整備を推進する。

オ 地域住民の合意の下に創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。

カ 農村・山村滞在型余暇活動に係る施設整備の事業者とともに、地域の関係者の組織化を図り、地域全体として美しい景観づくり、合理的な土地利用、施設間の連携等による施設の合理的かつ効率的な運営、ホスピタリティの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を推進する。

2 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

都市住民等の滞在を促進し、漁村に対する理解の醸成を図るため、交流の基盤となる交流拠点施設、宿泊施設等を以下のとおり整備する。漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備計画

施設の種類	位置(設置場所)	規模	機能	事業主体
漁業体験センター	漁港	1棟	漁業及び加工等体験指導 並びに宿泊 写真、資料等展示 地域水産物、加工品直売	町
水産博物館		1棟		町
直売施設		1棟		漁業
漁業体験栈橋		1棟		町

(2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- ア 関係海面の生物資源の保全等機能の継続的な発揮を確保するため、関係漁協内での漁場利用及び漁港利用についての申し合わせづくりを推進する。
- イ 漁況及び海況、操業情報等を交換するための関係漁協間の整備を促進する。
- ウ 地域の水産業の理解促進に資するよう、地域の水産加工品である××竹輪の生産工程を加工場の協力を得て一般公開できるよう整備する。

第5 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

四季を通じて入込客の確保を図るため、イベント等の企画を効率的に行うとともに、パソコンネットワークを利用したの情報発信やマスコミ、交通会社、旅行会社、学校、消費者団体等へ働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市側との提携交流の推進

入込客の安定的な確保を図るため、現在、町が行っている 県市との提携交流を一層推進するとともに、他の都市側の自治体、消費者団体等との提携も進め交流を促進する。

3 他の市町村との連携活動の推進

他の市町村と連携し、都市側への宣伝普及、誘客、一行事等の実施や情報の交換等を行い入込客の増大に努める。

4 支援体制の整備

町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合、地域農業改良普及センター、商工会議所等関係機関・団体等からなる 推進協議会を組織し、指導・助言等を行い農山漁村滞在型余暇活動の機能の整備の円滑な推進を図る。

5 都市農村交流の担い手となる人材の確保及び育成

地区の都市農村交流活動が継続的に実施され、地域の社会的・経済的活性化に資するため、都市住民との交流活動を通じ、地域の担い手となる人材を確保するとともに、推進協議会が主体となり関係機関との連携のもと、都市農村交流に関わる者の地域における各種体験活動の企画・立案・調整、施設運営等の能力を高めるための研修会等を開催し、その人材の育成に努める。

6 交流人口の増大

地域にある農村資源、伝統文化、自然、人々との交流を楽しむことを目的に地域内の都市農村交流施設等に訪れる入込客数の増大を図る。

	平成 年度 (計画時)	平成 年度 1年目	平成 年度 2年目	平成 年度 3年目	平成 年度 4年目	平成 年度 目標年	増加率
市 (町、村)							

入り込み客数の考え方

(参考)

附図

- 1 整備地区等の区域図
- 2 土地利用現況図
- 3 土地利用計画図
- 4 観光施設・農作業体験施設等の現況図
- 5 農作業体験施設等の整備計画図

地区農業資源保健機能増進協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、地区における農用地その他農業資源の保健機能の増進を図るため、第3条に定める協定の区域において、農用地を保全し効率的に利用すると共に、農用地その他農業資源の保健機能の増進を図ることにより、市の市町村計画の達成に資するものである。

（名称等）

第2条 この協定は、地区農業資源保健機能増進協定と称し、協定参加者は、第3条で定める協定区域内にある土地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利（以下「所有権等」という。）を有する者（以下「土地所有者」という。）とする。

（協定区域）

第3条 この協定は、次の区域において施行する。また、協定区域隣接地は次の区域とする。

（農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する方針）

第4条 農用地の保全及び利用に関する事項

- (1) 協定参加者は、協定区域内の農用地について、農用地としての利用を継続するものとする。
- (2) 協定区域内の農用地について、営農の継続が困難になるなど、その遊休化が予想されるときは、他の協定参加者にその管理の委託を行う等農用地として適切に管理されるよう努めるものとする。

2 農用地その他の農業資源の保健機能の増進に関する事項

協定参加者は、協定区域内の土地について、農業資源の保健機能の増進を図るために、次の事項について適切な実施に努めるものとする。

農用地に関する事項

- ・荒らしづくりをしない。
- ・畦畔等の除草並びに、農道、用排水路等の管理を適切に行う。
- ・農用地へゴミ等を投棄しない。
- ・法面崩壊等の農用地については、早急に補修する。

農用地以外の土地に関する事項

- ・畜舎、農産物集出荷施設等の農業用施設及びそれに付随する道路等において、騒音・悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮する。
- ・農家の住宅用地等において、周囲の景観との調和に配慮する。
- ・汚物、汚水等環境衛生上好ましくないものは、放置したり、川や水路に流さないこと。（注;その他、地域の実態に応じて、農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図る上で必要な事項を定める。）

（所有権等の移転）

第5条 協定参加者は、協定区域内の土地の所有権等を移転する場合は、あらかじめ運営委員会にその旨を届けると共に、新たな所有権等を取得する者に本協定に参加するよう交渉するものとする。

(違反に対する措置)

第6条 第4条及び第5条の規定に違反した者があると認められる場合には、運営委員会の委員長は、その者に対して相当期間内に当該違反行為の是正を求める旨を申し入れるものとする。

2 前項の申し入れがあった場合には、当該違反者はそれに従わなくてはならない。

3 第1項の申し入れに従わない場合には、運営委員会の委員長は次の措置をとることができる。

(1) 運営委員会において定める一定の違約金を当該違反者から徴収すること。

(2) 協定者に代行して必要な措置を講ずると共に、当該代行に要した費用を当該違反者に請求すること。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結された日から起算して1年間とする。

(協定の変更及び廃止)

第8条 協定において定めた事項について、変更あるいは廃止しようとするときは、協定者全員の合意をもってその旨を定めなければならない。

(協定成立後の協定への参加)

第9条 協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者で協定に参加することを希望する者は、市長に対して書面でその意志を表示するほか、協定運営委員会に対して書面でその意志を表示するものとする。

(地区農業資源保健機能増進協定運営委員会)

第10条 この協定に係る事項を扱うに当たり、協定参加者をもって構成する 地区農業資源保健機能増進協定運営委員会を設置する。

協定委員会の設置要領

- 1 委員会は、協定を円滑に運営するために設置するものとする。
- 2 委員会の構成は、次のとおりとする。
 - ・委員長 1名
 - ・副委員長 1名
 - ・委員 若干名
- 3 委員は、協定参加者の全員の同意により決する。
- 4 委員長は、委員の互選とし、協定第6条に係る事項の他、次の事務を行う。
 - (1)委員会及び協定参加者による総会の招集及び運営
 - (2)その他協定運営のために必要な総括的事務
- 5 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、これを代行する。
- 7 委員の任期は2カ年とする。
- 8 運営委員会は次の事項について定めることができる。
 - (1)協定違反者に対する措置。
 - (2)その他の協定の運営上必要な事項。